

人権状況に関する国別報告書 2007 年

Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor 発表

2008 年 3 月 11 日

人口 3,000 万人のウガンダは National Resistance Movement (NRM) の Yoweri Museveni 大統領率いる共和国である。2006 年 2 月の大統領及び国会議員選挙は概ね投票者の願望が反映されたが、両選挙とも深刻な不正行為に見舞われた。安全保障と人権の状況は、特に軍が 2005 年に Lord's Resistance Army (LRA) をウガンダ北部から追放し 2006 年 7 月に LRA と和平会談を開始して以来改善されており、この年は LRA による攻撃の報告はなかった。Karamoja 地域で続く対立は依然として不安定な状況で、数多くの市民が死亡し何千人もが移住を強いられている。実際には行政当局が治安部隊を管理しているものの、部隊の一部が政府権限から独立して行動することも時折あった。

政府の人権記録は依然として悪い。数か所の地域で改善が見られたものの、深刻な問題が残されている。具体的には、治安部隊による不法な殺害、拷問の実施や容疑者への虐待、自警団員の私的正義による制裁、過酷な刑務所の環境、公的な刑事責任の免除、自由裁量による逮捕、監禁や裁判前の長期間にわたる拘禁、公正な裁判の権利や言論・報道・集会の自由に対する制限、信仰の自由に対する制限、収容所の避難民への性的虐待、反対勢力に対する規制、選挙での暴動や不正、政府の汚職、女性性器の割礼 (FGM) や子どもへの性的虐待などといった女性及び子どもへの暴行や差別、人身売買、障害者や同性愛者への暴行、子どもなどに対する強制労働、などが挙げられる。

コンゴ民主主義共和国 (DRC) から活動していた LRA は、ウガンダで強制的に採用した子ども達を引き続き捕えている。LRA による国内での攻撃再開を恐れ、何十万人もの難民が避難民キャンプに留まっている。

政府は年間を通し、引き続き人権状況の改善に取り組んだ。武装勢力 Uganda People's Defense Forces (UPDF) はさらに専門性を高めており、人権の尊重にも顕著な改善が見られ、政府は中央刑務所の環境改善に引き続き取り組んだ。

人権の尊重

第1部 以下のような処遇を受けないことを含めた、個人の安全

a. 恣意的な、または違法な生命の剥奪

政府及び関連機関は政治的な殺人に関与していなかったものの、警察や UPDF 職員、Local Defense Units (LDUs) や軍のメンバーなどの治安部隊は年間を通して不法な殺人に関与した。治安部隊はデモの強制解散や逮捕のほか、拷問などによる拘束中の死亡、偶発的な殺人などの活動に関わった。政府は、概ね即時に犯人を罰している。

4月5日、UPDF Presidential Guard Brigade (PGB) 兵士の Zepha Muhumuza が Mbale Town において Rukia Nandago、Collins Nabende、Moses Kiwani を殺害した。Muhumuza は性的な要求に応じなかった売春婦の Nandago を殺し、その後、仲介した Nabende と Kiwani を撃つたとされている。Muhumuza は、4月6日の3件の殺人容疑で軍の第3裁判所に告訴された。年末時点で、判決は確定していない。

4月21日、UPDF PGB 司令官の Peter Ahimbisibwe が Kampala で大統領府の職員 Nelson Ssendegeya を殺害した。年末時点で Ahimbisibwe は Luzira 刑務所に拘束されており公判は係争中になっている。Ssendegeya を殺害した動機は、依然として不明である。

4月、LDU メンバーである Murusi Katusabe が Kasese 地域で猟獣肉の分配を拒否した2人の市民を殺害した。警察は逮捕令状を出したが、Katusabe は年末時点で逃走中である。

10月15日、Nabbingo special police constables (SPCs) の Nicholas Ogulei と Noah Nkwasiwe と Nuuru Nkwasiwe が Wakiso 地区で Ronald Bukyayanga を殺害した。警察の報告によると、Bukyayanga は逮捕中に重傷を負った後、死亡した。Bukyayanga は2006年11月に水道管を盗んだとされている。SPCs は10月16日に殺人の疑いで逮捕され、11月12日まで再拘留された。公判は年末時点で係争中である。

軍の第2裁判所は5月10日、2006年5月に Kasese 地区で4人の市民と3人の武装軍人を殺害した UPDF の軍人 Odong Chamali に対し、死刑を宣告した。軍の裁判所は2006年8月に共犯者の Ekemu

Ocen に対し殺人罪で死刑宣告している。年末時点で、Ocen と Chamali はいずれも死刑執行待ちとなっていた。

次に挙げる 2006 年の裁判については、進展の報告がない。4 月に Mbarara 警察官が 2 人の武装した強盗を殺害した事件、4 月に Mulago で麻薬取引の容疑者が殺害された事件、5 月に Awach IDP 避難所で Dola が殺害された事件、5 月に Abdu Semugenyi が拷問で殺害された事件、6 月の UPDF 軍人による Wilfred Kinyera と Joel Oryem の殺害、8 月の Masensio Edema 殺害。

2006 年 8 月にナイトクラブのダンサーを撃つよう警察に命じ、2 人の未成年者を殺害したとされる郡長代行 Amos O'Bani に対する処置は何も取られていない。

刑務所当局によると、2006 年 9 月に拘留中死亡した John Atwine の死因は低酸素症であった。

2005 年に市民 2 人を殺害した罪で告発された LDU メンバーの Alex Okullo、及び未成年者 Francis Ocaya Okot を殺害した罪で告発された UPDF 兵士の Tony Eremo の事件に対する最高裁判所による最終判決は、年末時点でまだ審理中である。

2005 年に Gulu 地区の Lalogi IDP キャンプで Ojok Ojara を殺害した UPDF 兵士 Joel Lubangakene は死刑囚となっており、UPDF が Ojara's の殺害に抗議した市民 7 人を殺害したとされる件については何も進展がない。

2005 年 6 月に SPCs の Joel Adrama と Dickson Anguyo が Zacharia Ocitia を刑罰で殺害した事件については、裁判待ちとなっている。

強盗の容疑者である Edson Sajabi、Charles Mworozzi、及び Benon Kankiriho が 2005 年に殺害された事件の調査については、何も進展がない。

2005 年に警察官の Stephen Kasiba、Hannington Opio 及び Julius Oboch が拘留中の Noah Katungi を殺害した件の裁判については、年末時点で係争中である。

2005年にBusia地区の警察官がAbdallah Mumiroを殺害した事件については進展がない。

2006年とは異なり反乱軍やテロリストグループによる殺害の報告はなかったが、自警団の私的正義による事件が見られた。犯罪の容疑者に対する集団暴力、投石、焼き殺しなど数多くの実例があった。

8月29日、Sembabule地区での暴力団が、家畜を盗んだ疑いのIssa Ssenyondoを焼き殺した。この事件に関連して5人が逮捕されたが、年内に進展はなかった。

2006年3月にLira地区で4人の強盗犯が集団暴力で殺害された件と2006年5月にMasaka地区伝統的治療士が暴力で殺害された件については何も進展がなかった。

b. 失踪

2007年は政治的な失踪に関する報告がなかったものの、それ以前に起きた失踪は依然として未解決であった。2006年5月に失踪したForum for Democratic Change (FDC) 党員のRobert Mugenyiや2005年に失踪したOtim Orachについては、何も進展がなかった。

2005年にGeoffrey Mwebaseとその他2人の誘拐で告発された容疑者は、禁固10年の有罪判決を受けた。

2005年に反逆の罪に問われた4人の容疑者は、2006年に隔離拘禁され、2007年に特釈で釈放された。

2006年とは異なり、ウガンダ北部でのLRAの拉致に関する報告はなかった。過年度には、LRAが子どもや未成年者を拉致し、肉体労働者、兵士、番人、性的奴隷として強制的に働かせていた。

c. 拷問及びその他の残虐・非人間的・侮辱的な処置や刑罰

憲法や法律では、このような手法を禁止しているものの、治安部隊が容疑者を拷問し暴力を振るった結果、拘留者が死亡するという確かな報告が見られた。非登録の拘留所において強制的に自白させ

ることを目的に、拷問が全般的に行われていた。The Uganda Human Rights Commission (UHRC) は年間 164 件の拷問に関する苦情を受けている。治安部隊がデモを強制的に解散させようとした結果、デモ隊員が死亡した。

Human Rights Watch (HRW) や Foundation for Human Rights Initiative (FHRI) など人権団体の報告には、治安部隊による拷問の事例が示されている。例えば、むち打ち、激しい殴打、爪剥がし、針を刺す、電気イス、蛇・蟻や化学薬品の使用、レイプ、性器への暴力など。報告書によると、警察 (81 件)、UPDF・情報機関・Chieftancy of Military Intelligence (CMI) (133 件)、Violent Crime Crack Unit (VCCU) と Rapid Protection Unit (35 件) が拷問に関わっていた。

4月19日、UPDF少佐 George Wakamuke、大尉 Edward Nkonye Wasswa、中尉 Moses Kagolo 及び Bonny Edibungo は、Mubende 地区での銃回収作業中に数多くの住民を攻撃した。Mubende の軍裁判所は7月28日、士官らに4年の禁固刑を言い渡した。

5月19日、ウガンダ東部の Malukhu 刑務所において、性的虐待の罪に問われた Faizal Kirunda が当局から暴行を受け、Mbale Referral 病院で死亡した。Kirunda の家族が Mbale 警察に訴え出ており、調査の結果は年末時点で保留となっている。

10月9日早朝の交通違反取締中、Rogers Mugenyi がカンパラ交通警察員の Nobert Ojok から暴行を受けて死亡した。Ojok は10月12日に逮捕され10月16日に殺人の罪で起訴された。裁判は年末時点で係争中となっている。

2006年1月に Gilbert Odong が Patricia Atim に負傷させた拷問事件の裁判については、進展がなかった。

9月に軍が報告したところによると、2006年2月に UPDF 兵士が Juma Muwonge を攻撃したという以前の事件報告について、兵士は攻撃しておらず Muwonge がチェックポイントでバリケードを突き破り、UPDF 兵士1名が負傷したとしている。The army Special Investigations の第4支社が8月16日に報告したところによると、負傷した兵士は、Muwonge と Nile バス会社に対して民事訴訟を起こした。年末時点で訴訟は係争中となっている。

Joram Ajeani 博士は、2006 年 9 月に警察に対して起こした拷問事件の訴訟を取り下げた。

2005 年に UPDF 兵士 William Bisogo が拷問に関与し逮捕された事件及び UPDF 軍人の John Barigye Bakirahi と Peter Agom がルワンダ政府のためにスパイ行為で起訴され 2004 年に CMI 拘禁中に拷問を受けたと主張している事件については、何も進展がなかった。スパイ事件については係争中である。

UHRC 裁判所は、次の事例を含む過去の 7 件の拷問事件について判決を下している。2003 年、Kapchorwa 地区における政治的研修"mchakamchaka"の間に、講師から受けた拷問の補償として Alex Kubai、Godfrey Barma、Albert Twoyem に 9,000 ドル（1,500 万シリング）の賠償金、2002 年に警察から拷問を受けた大学生 Paddy Mutenderwa に 3,600 ドル（600 万シリング）の賠償金。

強盗の容疑者やその他犯罪に関与した疑いのある人々を集団で襲う事件が相次いでいる。これらの暴徒は、正式な司法制度の妨害や理解不足によって、暴力やリンチなどの誤った制裁に加わっている。

刑務所及び拘置所の状況

刑務所の状況は依然として過酷で、往々にして生命を脅かすほどである。政府予算は 2006-07 年の 1,550 万ドル（264 億シリング）から 2007-08 年には 2,330 万ドル（395 億シリング）へと 2005-06 年の約 2 倍近くまで増加したものの、刑務所当局の能力不足により 2006 年の刑務所法を完全に実施するに至っていない。さらに、治安部隊や番人が受刑者を拷問したという報告があった。

カンパラでは刑務所の状況が国際水準にほぼ到達しており、刑務所が医療、水道、衛生設備を提供しているが、これらの刑務所は定員超過となっている。刑務所の収容人数の約 3 倍となるおよそ 19,000 人の受刑者が服役していた。カンパラ以外にある刑務所では、混雑、不適切な職員、食糧・水・医療・寝床の不足など、深刻な問題を抱えている。UHRC は、年間を通して引き続き状況の改善に努め、より清潔で構造上安全な建物、受刑者の制服の増加、適切な食糧の割り当てなどに取り組んだ。しかし、青年拘置所と刑務所の女子棟は、依然として深刻な定員超過が問題となっている。

カンパラの少年院は定員 45 人のところ、100 人の子ども達を収容していた。定員 30 人の一時収容所には、12 歳以下の子ども達が 68 人収容されていた。強制労働も見られており、ほとんどの刑務所で受刑者が麦、トウモロコシ、野菜を育てていた。UHRC は、受刑者の超過労働と 12 歳ほどの子ども達が夜明けから夕暮れまで肉体労働に従事していることについて、刑務所農場を告発した。

治安部隊と刑務所職員が、年間を通して拘留者をレイプしたと報告されている。

UHRC が報告した疑惑によると、刑務所職員は訪問や電話を許可する際に賄賂を要求することがあるとしているが、年間に実施された疑惑について調査はされていない。2005 年、政府は 59 人の高官刑務所職員に、こうした違反行為に関与した疑いのある受刑者と刑務所職員を裁く判事の権限を与えた。しかし、2006 年と同様に、この年も裁かれた刑務所職員は皆無であった。

刑務所では、超過人数、栄養不足、不衛生な状況による病気の蔓延、エイズ、医療不足で、死亡率が高くなっている。刑務所サービスによると、1 月から 6 月の間、マラリア、結核、赤痢、肺炎、潰瘍、低酸素症、電解質平衡異常、呼吸不全、エイズのため国内で 136 人が死亡したとされている。地元の人権活動家は、刑務所の受刑者達が非人道的な扱いを受けていたとしている。

2006 年 3 月に刑務所で Bupadhengo 中学校の生徒 David Isabirye が死亡した件と、2006 年 5 月に Lira 地区の刑務所で 3 人の受刑者が死亡した件について、措置は何も取られていない。

中央刑務所では女性の受刑者が別の施設に収容されていたが、地方の刑務所では別々の部屋にするなど女性の受刑者に対するサービスや施設が不十分であった。青年施設の不足により、青年が大人と一緒に収容されていることも多かった。カンパラ刑務所では、裁判待ちの拘留者が服役中の受刑者と別々にされていたが、それ以外の所では、裁判待ちの拘留者と受刑者は一緒に収容されていることもあった。

政府は年間を通して、International Committee of the Red Cross (ICRC)、外国高官、FHRI や Uganda Prisoners' Aid Foundation など国内の NGO に対して、刑務所訪問を許可している。当局は訪問の際に事前の通知を義務付けており、手続きが遅れることもあった。

d. 恣意的な逮捕及び拘留

憲法と法律でこの様な手法は禁止されているが、年間を通して、治安部隊のメンバーが恣意的に民間人を逮捕し拘留している。

警察と治安組織の役割

Ministry of Internal Affairs 下の警察部隊は法の執行への第一義的な役割を担っている。UPDF は主要武装勢力で対外安全保障を担当しているが、一部は北部の治安維持のためにも配備されており、反対勢力の攻撃から民間の IDP を守っている Internal Security Organization (ISO) と External Security Organization は大統領直轄の主要治安部隊と機密情報収集組織であり、民間人を拘留することがある。UPDF 下の CMI は反対勢力とテロ活動の疑いがある民間人を拘留した。LDUs は LRA の攻撃から民間人を守るため、政府が強化したものである。場合によっては、LDUs が軍の攻撃に参加し、警察の機能を果たすこともある。

治安部隊は依然として、低賃金や車・設備・訓練不足など、限られた資源に抑制されている。治安部隊は数多くの虐待に関与しており、刑事免責が問題となっている。警察官は年間を通して賄賂の疑惑に直面した。人材開発担当の警察本部長によると、当該年には警察官 3 人が賄賂受理の疑いで懲戒処分を受けているが、その数は 49 人が職務を退いた 2006 年から著しく減少しており、同年に政府が賄賂受理に関する住民通報を積極的に推進した結果と思われる。警察人権デスクは、不適切な送検、拷問や恐喝、不法な逮捕や拘留、職権濫用、不正や不名誉な行為、汚職など、警察官の権力乱用に関する苦情を調査した。UPDF と警察は、UHRC や ICRC、UN Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) など国際機関の協力を得て、軍当局者に国際的に認知された人権基準について教育する研修プログラムを続けている。警察、UPDF、及び刑務所運営局も、研修プログラムにおいて人権マニュアルを使用した。

逮捕及び拘留

法律では、逮捕する前に裁判官もしくは検察官が発行した令状を入手する事が定められているが、実際には容疑者が令状なしに拘留されることが多い。規定では容疑者は逮捕されてから 48 時間以

内に告訴されなければならないが、多くが告訴されずにそれよりも長く拘留されていた。反テロ法で逮捕された容疑者は長期間拘留されることがある。容疑者は、120日以内（死刑に相当する場合は360日以内）に裁判所へ連行されるか保釈されなければならないが、もしこの期間が失効する前に事件が裁判所へ提示された場合、審理前拘留期間に限度はない。実際には当局が常にこの手続きを実施している訳ではないが、拘留者は拘留されている理由について即時に説明されるべきである。法律では、裁判所の裁量による保釈が規定されているが、実際には保釈の判決が下されることはなかった。

拘留者は、法律により、弁護士に連絡を取れる様にするのが求められているが、実際には、政府の資金不足により多くの拘留者が法的代理人なしで裁判を受けている。家族の訪問を確保する規定もなかった。年間を通して隔離拘禁が問題となった。

警察が犯人を一掃する際、反逆の罪で大量逮捕している事が、引き続き問題となっている。反逆罪の容疑者は、告訴なしに拘留されたり、未登記で非公式な場所で拘留されたりするほか、拷問など数々の虐待を受けている。Prison Service は公判前の反逆罪容疑者を年間30名収容した。UHRC は当該年、任意に逮捕されたと主張する人々から107件の苦情を受け、そのうち14名はUHRC裁判所によって確認された。政府は、年間7,300万ドル（1,200億シリング）の賠償金を被害者に支払ったが、人権活動家は政府の補償に関して対応の遅れを指摘している。

人権団体の報告によると、民間人は軍隊の兵舎や「安全な家」として知られる未登記の拘留施設に拘留されていた。人権団体は、CMIが警察所や「安全な家」と言われる場所で隔離拘禁されている拘留者に命令したことについて、引き続き十分証拠のある主張を受けている。FHRIは、具体的に警察所のJoint Antiterrorism Task Force (JAT)で隔離拘禁と期間超過の拘留が行われていたとの報告を受けた。JAT事務所は2006年10月にそれぞれ逮捕したEmmanuel Sanyu Karangwaとコンゴ国籍のDido Manyirohaを、告訴せず4月に釈放したと報じられているが、KarangwaとManyirohaの身元は確認されていない。

Kasese地区の警察は8月、Kasese Town郊外で犯罪容疑者339名を逮捕した。そのうち102名は裁判所で無秩序を理由に告訴され、残りは釈放された。

警察は年間を通して、報道関係者やデモ参加者を自己裁量で逮捕した。

2006年1月に Popular Resistance Against Life Presidency のコーディネーターである Muwanga Kivumbi が治安妨害で逮捕され尋問を受けた裁判については、進展がなかった。そのほか、2006年2月に FDC 反対派勢力指導者 Kizza Besigye の弁護士の1人である Yusuf Nsibambi が暴動を引き起こしたとしてカンパラ警察に一時拘留された事件、2006年3月に兵士の Alan Barigye が脱走の容疑で治安部隊に逮捕された事件、2006年5月に Azia Turigye、Hassan Isigoma、Bashir Mustafa が反逆罪事件、2006年6月の Patrick Ssentongo 反逆罪容疑の事件についても進展がなかったが、上記に挙げた者は全員釈放されていた。

UPDF は、2006年7月に Mubende 地区で逮捕した100名の犯罪容疑者を釈放した。警察当局によると、2006年8月に Iganga 地区で逮捕した142名のうち73名が告訴され、そのうち48名が有罪判決を受けた。刑務所当局によると、2006年に大量逮捕された拘留者は全員刑務所から出所していた。

軍法会議は1月5日、FDC 反対勢力のリーダーである Kizza Besigye と FDC メンバー22名に対する2005年のテロ及びその他の告訴を撤回した。しかし、軍法会議はその22名が違法に武器を所有していた事を新たに発表した。年末時点で武器所有裁判の結果は係争中となっている。Besigye と22名の反逆罪についても、最高裁判所で係争中となっている。Besigye 及び22名のうち18名は保釈された。そのうち11名は特釈で釈放され、1名は病死、4名は特釈を受けられず刑務所に留まっている。

法律団体や人権団体は、審理前拘留の期間が平均2~3年、場合によっては7年になることもあり、長すぎると批判した。Prisons Service の報告では、被収容者26,000名のうち半数以上が審理前の拘留中であった。UHRC は、拘留期間が困難であるという事例を収容者から数件受けている。NGO は、引き続き年間を通して VCCU による不法拘留の疑惑を報告しており、FHRI は、2002年以降 VCCU に逮捕された250名以上の人々が告訴なしに拘留され続けていると報告した。

大統領は7月、PGB 所属の UPDF 兵士300名が拘留されている件について、調査を命令した。兵士らは、Luzira、Makindye、Katabi 刑務所に裁判されないまま1~5年間収容されていた。

Parliament's Internal Affairs committee は 10 月、カンパラの Kigo 刑務所に 5 年以上収容されていた未決囚が 729 名いたことに気付いた。法律では、死刑に相当する囚人は裁判なしで 1 年以上収容されてはならない。政府は 4 月、この問題に対応すべく、判決を早めるため 8 件の裁判に承認した。

恩赦

政府は 2000 年から、LRA やその他の反乱軍から脱走する手段として反逆罪で起訴された元軍人達に、包括的な恩赦を与えている。この法律が執行されて以来、約 22,000 名が恩赦を受けており、そのうち半数以上が元 LRA メンバーであった。

e. 公正な公開裁判の妨害

憲法及び法律の下では独立した司法機関が定められており、政府は全般にこの規定を実際には尊重したが、大統領が裁判の任務について広範な法的権限を有している。大統領は、国会承認を得て、最高裁判所、高等裁判所、控訴裁判所の裁判官を任命する。また、大統領は国会承認を得るために、裁判官任命の推薦を行う司法委員会のメンバーも指名する。裁判所は、注目を集めたいいくつかの裁判に関して政府に不利な判決を下したが、司法の汚職が共通の問題であった。下級裁判所は依然として人員不足で権力がない上、非効率的であった。

5 月には、Inspectorate General of Government (IGG) が、訴訟長官の Lucien Tibaruha と取締役代行の Litigation Joseph Matsiko を、裁判の不正処理によって政府に損害を及ぼしたとして告発した。

Museveni 大統領は 5 月 31 日に 2 人の解雇命令を下したが、高等裁判所は 6 月 20 日、IGG が深刻な不正行為の証拠を提供していなかったため、Tibaruha に対する起訴を無効にした。9 月 27 日、Museveni 大統領は再び Tibaruha が高官命令に従わなかったとして解雇処分命令と勧告を出した。年末時点には、判決にかかわらず Tibaruha と Matsiko は退職していた。

Museveni 大統領は 1 月 15 日、2006 年 8 月に大幅な違法行為、汚職、裁判書類の偽装、不正、偏見の疑いで停職となった高裁判事 Richard Okumu Wengi の執務内容を調査するため、裁判官の任命を取り消し、裁判所は 2 日後に Wengi 裁判官を退職させた。

最高裁判所は最上位の裁判所で、そのほか憲法裁判所の機能も果たす控訴裁判所、高等裁判所、治安判事裁判所、地方裁判所、教区の裁判所、村の裁判所などが続いている。地方裁判所は、土地の所有や債務に関する訴訟、子どもに関する刑事訴訟など、市民の争議を扱う権限を有している。村民が唯一利用できる地方裁判所は、子どもと関連のない犯罪の事情聴取をするなど権限の範囲を越えていたと報じられている。教区の裁判所に地方裁判所の判決を上訴できるが、村レベルでは記録されていない事が多く、被告人が上訴できる権利を知らないこともある。

International Bar Association's Human Rights Institute は9月、司法の独立に関する具体的な恐れについて報告書を発行しており、それには反対勢力の政治家を逮捕する際に一部の裁判官が警察から汚職の圧力をかけられた疑惑などが報告されている。報告書によると、高等裁判官である Edmund Sempa Lugayizi と John Bosco Katutsi の2人は、FDC 指導者 Besigye の反逆罪を撤回しており、軍の介入と圧力が指摘されている。政府当局者は People's Redemption Army (PRA)容疑者を釈放する1月11日の判決を拒否、そのほか、反対勢力(MPs)が軽犯罪で保釈行為を受けており、その容疑の内容は、保釈が許可されたにもかかわらず、刑務所への収容を2日間もしくは週末に強制された、というものであった。

軍裁判所のシステムは、公正な裁判の権利を確保していない事が多い。被告人には弁護士をつける権利があるものの、軍事弁護士の中には知識不足で軍事司令部から任命されている者もあり、検察官と裁判官までもが同様に指名されている。法律では、軍法会議への上訴手続きが定められているものの、死刑などの判決は軍裁判所によって下され、UPDF 幹部のみに上訴されている場合もある。緊急と判断された状態では、犯罪現場で軍法会議が開かれる。法律では、現場での軍法会議の有罪判決に上訴できない。military general court martial は、UPDF 法により有罪判決を受けた市民を審理することができる。

ISO 元所長 Henry Tumukunde の軍事規則違反に関する軍事裁判は、年末時点で審判中である。

公判手続き

司法行政の不十分な制度と人材不足により、未処理の裁判が深刻化しており、公正な裁判の権利が制限されている。全ての非軍事裁判は公的であるが、陪審員がいない。被告は、随時弁護士に同席してもらい相談する権利がある。法律では、死刑に相当する犯罪の疑いがある貧困層の被告に対して、政府が弁護士を提供する義務があるが、適正な人を雇う資金はほとんどなかった。法律により、被告は証人に反論や質問し、自らの立場で証拠や事実を公開することができる。被告人と弁護士は、政府が保有する事件関連の証拠へのアクセスが制限されている。無罪が推定され、被告は上訴する権利を有している。

政治犯及び拘留者

年間を通して、政治犯及び拘留者の報告はあったが、信頼性のある統計は入手できなかった。

1995年、最高裁判所に支持され死刑判決を受けた **Bright Gabula Africa** は、国の独立組織である **Advisory Committee on the Prerogative of Mercy** に上訴し、その結果が係争中であったため依然として刑務所に収容されていた。

民事訴訟手続き及び救済手段

民事訴訟手続きについては、独立した裁判所がある。人権侵害の裁判については、憲法により審理の権限を有する **UHRC** にアクセスできる。これらの機関には、拘留者の釈放、被害者への補償金の支払い、その他法的な救済手段を命令する権限がある。

f. 私生活、家族、住居もしくは通信に関する恣意的干渉

憲法と法律はこの様な行動を禁止しており、政府は全般にこれらの禁止事項を順守している。時には、警察が法律で定められている調査令状を取得せずに、住居やオフィスへ侵入したこともあった。

高等裁判所は、**Sexual Minorities of Uganda Group** の幹部である **Juliet Mukasa** が 2006年12月に告訴した私生活侵害の裁判について、判決を下していない。告訴の内容は、2005年に地方自治体職員が **Mukasa** の自宅を不法に調査した、というものである。

反テロ法では、一定の法執行機関当局者がテロ活動の摘発と阻止のため通信を傍受することを認めている。政府は引き続き電話通信の監視を実施した。

g. 過大な軍事力の利用とその他の内部抗争での虐待

軍がウガンダ北部から LRA を追放し、2006 年に和平交渉が開始されて以降、内部抗争での虐待に関する報告はほとんどなかった。Karamoja 地域での紛争は依然として不安定な状況で、数多くの民間人が死亡しており、何千人もが移動を強いられている。しかし、OHCHR は Karamoja の状況も年間を通して改善したと報告している。人権団体の指摘によると、UPDF の人権に対する尊重と人権違反者の告訴状況は大幅に改善されたが、LDUs と軍には深刻な問題も残されている。

殺害

年間を通して、政府の LRA 反逆者殺害と LRA による政府軍や民間人の殺害に関する報告はなかったが、Karamoja 紛争での殺害が報告されている。2006 年と異なり、治安部隊や政府職員が、コンゴ民主主義共和国（DRC）東部で活動する武装勢力に物資援助した、という報告がなかった。

当局は、2006 年 5 月に Ogwete キャンプで 12 人の民間人を殺害し 28 人の負傷者を出した LDU 軍メンバーの追跡を続けた。その他 7 人のうち、6 人は 2006 年の軍法会議の裁判で禁固刑を言い渡され、1 人は脱税で逮捕され殺害された。

進捗がなかった裁判は、2006 年 6 月に UPDF が Gulu 地区で 2 人の民間人を殺害した件、2006 年 8 月に UPDF のパトロール隊が Labuje IDP キャンプで Samuel Odida Opira を殺害した件、2005 年に LRA 反乱軍が Pajule IDP キャンプの女性住民 2 人を殺害した容疑、2005 年に Ben Oketta と妻の Donica Ajok を Olwal IDP キャンプで殺害した UPDF 兵士の追跡である。2006 年 1 月に UPDF が Omoro 郡の猟師 3 人と Amoro IDP キャンプの住民 2 人を誤って殺害した件については、何も措置が取られていない。

LRA に容疑がかかっている 2006 年内の事件は、1 月に Adjumani 地区のディスコで 4 人の市民が殺害された事件、2 月に Apac 地区で 6 人の市民が殺害された事件、4 月に Gulu 地区で 4 人の猟師が殺害された事件であるが、何も進捗がなかった。

Karamoja 地区では、東部の Karamojong 族同士の襲撃が減少したが、政府が強制的武装解除キャンペーンを強化した。報道によると、襲撃と UPDF の反攻により年間約 149 名が死亡したと推定されている。

1 月 17 日、Nakapiripirit 地区で Pain 族の Karamojong 兵士がたき火に集まっていた女性 9 人を殺害した。

2 月 12 日、Karamojong 兵士が Kotido 地区の UPDF 軍人 4 人を殺害した。軍は報復として 7 人の兵士を殺害した。

2006 年 1 月に Karamojong で 5 人の遊牧民が殺害され、Nakapiripirit 地区で牛 600 頭とヤギ 70 頭が盗まれた事件、3 月に国境紛争でケニアの Pokot が 14 人の民間人を殺害し UPDF 軍人 6 人が殺害された事件、6 月に Karamojong が UPDF 軍人 3 人を殺害し Nakapiripirit 地区で民間人 6 人が負傷した事件、7 月に Karamojong が Lira 地区で民間人 3 人を殺害した事件、2005 年にケニアの Pokot が民間人と警察官を殺害した裁判については何も進捗がなかった。

拉致

年間を通して内部紛争での拉致に関する報告はなかったが、2006 年の裁判全てと LRA 反乱軍による拉致事件に関しては何も進捗がなく、拉致被害者は依然として行方不明となっている。

身体的虐待、刑罰、拷問

政府軍と Karamojong 兵士は武装解除を行う際に衝突を繰り返しており、身体的虐待、刑罰、殺害を行ったと報告されている。治安部隊は、引き続きレイプなどの過大な軍事力を行使した。年間を通して政府と LRA 間での重大な事件はなかった。

9月3日、ウガンダのOHCHRはKaramojaでの4月から8月の出来事をまとめた報告書を発表し、「軍隊は、死亡事件やその他の人権侵害を軽視しており、止むを得ない状況だったと主張している」と批判した。一方、報告書では人権状況が大幅に改善されていることを指摘しており、人権侵害や道路での迎撃、違法な武器の所有の件数はかなり減少していると書かれている。さらに、軍の努力により、紛争地域に循環する銃や銃弾の数が減少したと報告している。一方で、HRWは年末の数カ月に違反行為が増加したと指摘している。

Pader地区のLDUメンバーであるOchen Obonyoが、Rozalba Abortoをレイプし、被害者は10月24日に病院で死亡した。UPDFはObonyoを逮捕し、その後警察が身柄を拘束した。捜査は年末時点で係争中となっている。

2005年にUPDF兵士がLRA協力者の容疑者を拷問した事件と、2005年にUPDF兵士がKumi地区で2人の少女をレイプした事件の裁判については、何も進捗がなかった。

LRA指導者Joseph Konyの資本家容疑者であるSimon Tolitは、2002年に逮捕されて「安全な家」に拘留され、3日間拷問を受けたと主張している。同氏は6月、高等裁判所に政府を不法逮捕の容疑で起訴し、2008年1月に尋問が予定されていた。

子ども兵士

政府は、軍が規定の年齢に満たない者を勧誘しているという疑惑を否定しているが、UN Special Representative for ChildrenとArmed Conflictの推定によると、2006年6月時点で5,000人の子ども達が兵役に服していた。政府は、青年が生年月日の書類を偽造し、軍が定める18歳以上に行っている場合がある、と主張した。

LRAはこれまで、定期的に何千人もの子ども達を誘拐し徴兵させていたが、年間を通してそのような報告はなく、UPDFが元LRA子ども兵士を尋問した件についても新たな報告はなかった。過去にLRAに誘拐された子ども達は、肉体労働者、兵士、番人、性的奴隷として利用された。さらに、

暴行を受けたり、レイプされたり、倒れるまで行進を強制されたり、ほかの子ども達の殺害を強要されたりした。LRA 反乱軍のほとんどが 11 歳～16 歳の子ども達であった。

その他の紛争関係の虐待

軍がウガンダ北部から LRA を追放することに成功し和平交渉が進められた結果、北部の治安状況は改善し、何千人もの IDPs が家や出身地の近くに戻ることができた。しかし、Karamojong 兵士と UPDF の対立は続いており、この地域の住民は IDP キャンプを捜し居留まっている。World Food Program (WFP)によれば、この対立により Karamojong の 50 万人以上への食糧確保が影響を受けている。

第 2 部 市民の自由の尊重

a. 言論と報道の自由

憲法と法律では、一般的に言論と報道の自由が定められているが、政府は時折これらの権利を制限しメディアによる攻撃を法律で禁止するため、メディアの効率的な機能力に歯止めがかかることがある。また、政府は折にふれてジャーナリストに嫌がらせや脅迫を行っており、独立系メディアは引き続き自主規制を行っている。

政府は反論を阻止するため、政府を批判する見解を公的に示した政治家や活動家を拘留し尋問した。大統領府は政治討論番組を隈なく監視し、時にはラジオの討論番組で反対者の参加を阻止しようとしている疑いが持たれている。野党政治家は、各自の意見を伝える報道各社を確保するのが困難だと報告している。

カンパラの治安部隊は 4 月 22 日、ラジオの討論番組で政府を批判した Democratic Party (DP)メンバーである Jethro Nuwagaba と Kivumbi Mwanga を、一時的に拘留した。

カンパラ警察は 8 月 24 日、Makindye East 国会議員である Hussien Kyanjo を召集し、7 月 17 日に Central Broadcasting Station のラジオ討論番組で同氏が Buganda 地区にウガンダから分離するよう求

めたため、この扇動的な意見が暴動を煽ったとした。その後同氏は釈放されたが、裁判事件は年末時点で係争中となっている。

2006年に警察から尋問を受けた次の野党員は、無罪となった：2005年に地方ラジオ局で政府に反対する意見を述べた FDC's secretary for women's affairs の Ingrid Turinawe、2005年に「大統領が再選されたら戦争が始まる」と述べた疑いのある保守党党首 Ken Lukyamuzi、大統領は Acholi 民族の土地を売却したがっていたと述べた Aswa 郡国会議員の Reagan Okumu である。

独立系メディアは全般に操業中で様々な幅広い意見を報じていたが、いくつかの障害に直面した。メディア法では、ジャーナリストは大学のジャーナリズム学位かそれ同等の資格を保有するなど、一定の基準を満たして資格を取得するよう定めている。また、同法はメディア委員会に新聞を差し止める権限を与えている。数多くの民間発行物と放送局が存在した。

年間を通して、報道への脅迫が増加した。12月にFHRIが報告したところによると、政府を批判したメディアを脅迫するため、司法による制裁と警察の恣意的な行動が取られ、これらの抑制策によって自粛が促された。政府は5月17日、独立新聞最大手の *Monitor* に圧力をかけ、記者の Andrew Mwenda と Timothy Kalyegira に政府を批判する記事を書かない様にしかけたが、同誌は5月23日に反対の決断をした。また、政府は6月30日にマネージング・ダイレクターの Conrad Nkutu を異動させるよう圧力をかけた。 *Weekly Observer* は、同誌の編集者や記者に対する政府の訴訟が続いているものの、批判的な記事を出版し続けている。 *East African* はケニアに拠点のある週刊誌で、政府の干渉なしに広範囲にわたって政治的なニュースを報じている。政府が所有する日刊紙は複数ある。

警察は、反国家的と見られるメディア事件を、メディア委員会に転送している。 *Red Pepper* に関する訴訟が39件、 *Monitor* は10件、 *Weekly Observer* は5件あった。メディア委員会は54件全てを法規上免訴した。

政府は引き続き公的なラジオ局とテレビ局を運営した。これらの局による報道内容は、独立したものとは考えられていない。政府が管理するメディアは、主に当局の政治課題を主張するために利用された。

独立系テレビ局とラジオ局の討論番組では、出演した野党側の政治家が政府や軍への反対意見を述べることもあり、政府の干渉を受けることもある。

Uganda Broadcasting Councilは2月2日、Nation Television (NTV) を技術的な理由で閉鎖した。NTVはケニアを拠点とするNation Media Groupの一部で、*Monitor* やKFM ラジオを所有している。NTVは、政府の表現方法や政府計画とバランスが取れた番組を提供するなど、経営方針が政府の条件を満たした後、4月30日に伝送を再開した。

Uganda Broadcasting Corporation は、7月12日にFDC 野党党首のBesigye が出演して以来、Tom Gaway-Tegulleのテレビ討論番組を取り止めている。

論議的となった番組、"Peoples' Rights and Awareness"に関連して、10月4日に治安部隊員がウガンダ西部の地元ラジオ局 Life Radio を侵入した疑いが持たれている。治安部隊はラジオ局の送信機に酸性の物質をかけたとされている。

政府は、周波数の限度を理由にカンパラでのラジオ局新設を禁止したと言われているが、実際には広範囲にわたって無視されており、処罰もされていない。

治安部隊は、報道内容に関してジャーナリストを逮捕し嫌がらせをした。3月1日、治安部隊員がカンパラでジャーナリストを数人暴行しており、Simba FMのSam Mateka、政府所有の新聞社BukeddeのRichard Ssemakula、Ddembe FMのCharles Sekajjaなどが被害にあった。ジャーナリスト達は、高等裁判所でPRA反逆罪に関連した裁判について取材していた。

3月2日、政府所有 New Vision の写真家である Chris Ahimbisibwe が Bushenyi 地区で PRA メンバーの容疑者に関する裁判を取材している際、治安部隊から暴行を受けた。同氏は Uganda Human Rights Commission に苦情を訴えたが、年末時点で係争中となっていた。

また3月には、高等裁判所で PRA 反乱軍の容疑者に関する裁判を取材していたジャーナリスト数名が、警察から暴行を受けた。Uganda Journalists Association は、年間に起きたこれらの事件と警察

の取り調べをもとに、警察部隊による嫌がらせと妨害を受けたとして *inspector general of police (IGP)* に苦情を訴えた。

Open Gate FM の社員 2 人が保釈中である 2006 年 3 月の裁判と、元 水・土地・環境大臣である *Major General Kahinda Otafiire* がフォトジャーナリストの *Mike Odongkara* を銃で脅した 2005 年の裁判については、何も進捗がなかった。

2005 年の野党党首である *Kizza Besigye* の裁判に関するマスコミ報道は引き続き禁じられたが、広範囲にわたって無視され処罰もされなかった。

政府は、政治指導者に対する批判を抑圧するため、名誉棄損罪の法律を用いた。11 月 5 日、警察は、*Inspectorate General of Government* である *Faith Mowondha* の不正給与疑惑を報じた *Monitor* 記者の *Emmanuel Gyezaho* と *Robert Mukasa* を尋問した。記者達は情報源を明かすよう圧力をかけられ、名誉棄損の罪に問われた。年末時点で、裁判は審判中であった。

FDC 指導者 *Besigye* の妻である *Winnie Byanyima* と FDC 会計担当の *Jack Sabiiti* は、2006 年 1 月の名誉棄損容疑について誤った情報を 10 月 6 日に提供したとして、高等裁判官と裁判官次席への損害賠償支払いに合意した。

政府は、ジャーナリストの尋問と新聞記事の禁止を行う根拠として、国家安全保障を挙げた。例えば、*Monitor* が、元 *Uganda Freedom Movement* 指導者 *Kayiira* が 1987 年に死亡したのは *Museveni* 政権に責任がある、という特集を開始した後、カンパラ警察は *Monitor* 記者 6 人を尋問しているが、それは国家安全保障のためであると述べている。*Monitor* は、政府の干渉により、特集の発行を取り止めた。

Monitor は、2006 年 12 月に弁護士のコマンドに関する特集記事の発行を停止した。その特集は、国の安全保障の歴史を記録したものであった。高等裁判所は、非機密扱いの情報に限定して特集の発行を一時的に許可したものの、残りの資料に関する裁判は年末時点で審判中であった。

元*Monitor*記者Andrew Mwendaが2005年に問われた治安妨害の裁判は、年末時点で治安妨害と名誉棄損などマスコミ法に関する上訴の判決待ちとなっていた。Mwendaは8月に母国へ戻り、新たに*Independent*という週刊誌を始めたが、政府は発行を阻止しようとしている。

派閥主義を推進した*Weekly Observer* 編集者と記者に対し2005年に政府が訴訟を起こした件は、Mwenda裁判の憲法裁判所に申請した結果、係争中となっている。

インターネットの自由

個人や組織は全般にe-mailなどインターネットを通して平和的に意見を表現することが出来たが、政府は時折アクセスを制限した。2006年2月以来、反政府ゴシップを掲載するradiokatwe.comへのアクセスが禁止されている。

年間を通してインターネットへのアクセスは増加したものの、不十分なインフラにより毎月インターネットを利用した人数は、人口の約5.7%に留まっている。

学問の自由と文化行事

2006年とは異なり、学問の自由に関する規制や、文化行事や映画の監視についての報告はなかった。しかし、歴史や政治科学など特定の学問分野については、調査認可の情報を得るのが困難だった。

b. 平和的集会・結社の自由

集会の自由

法律では集会の自由を規制している。9月27日付Ministry of Internal Affairsの宣言で、IGPが公共の集会、デモ、行進を許可した結果、最近では、この様な規制の対象は未登録の団体や政党のみとなった。

FDC 指導者 Besigye の裁判に関するデモは、2005 年以降禁止されているが、無視された。警察は年間を通して、公共集会を実施するための許可を否定し、デモを解散させるため過大な軍事力を行使し、デモ隊員を逮捕した。警察官数人がデモを阻止し解散させようとした結果、死者が出た。

1 月 6 日、カンパラ警察は DP 支持者の集会を分散させるため催涙ガスを発射した。DP メンバーの Vincent Kabuubi、Deo Ssekitoleko、Fred Sebyoto と Geoffrey Tomusange が逮捕され、不法集会に関与した罪で起訴された。4 人は保釈金により解放されたが、7 月 6 日に出席しなかったため裁判所は 2 回目の逮捕令状を発行した。裁判は年末時点で係争中であった。

3 月 5 日、カンパラ警察は集会中に FDC 指導者 Besigye と 200 人の支持者に向けて催涙ガスを発射した。マスコミの報道によると、この乱闘で子ども 1 人が死亡した。IGP の Major General である Kale Kayihura は 3 月 10 日、事件に関する捜査命令を出しているが、年末時点で何も判明していない。

警察は 4 月 12 日、Mabira Forest Reserve land 売却案に対するデモの最中、国会議員の Beatrice Atim Anywar、Hussein Kyanjo、その他 24 人を逮捕した。この乱闘で 5 人が殺害された。MPs と容疑者 24 人のうち 20 人は、暴動に関して起訴され 4 月 17 日に保釈された。残りの 4 人は殺人の容疑で起訴され 7 月 30 日に保釈された。裁判はいずれも年末時点で係争中であった。

Jinja 地区警察は 6 月 29 日、学校におけるイスラム法強化に対する反対運動に参加した Islamic Institute in Bugembe の生徒 12 人を逮捕し、5 人が負傷した。生徒達は不法な集会と暴動の罪で起訴され、7 月 7 日に保釈された。裁判は年末時点で係争中であった。

7 月 3 日、Moyo 地区警察が Itula 中学校での集会を阻止しようとしたところ、5 人の負傷者を出した。警察官である Fremilo Amoli、Julius Wayikonga、George Munguacel は 10 月 16 日に負傷させた罪で起訴され、警察部隊から停職処分を受けた。10 月 23 日に取り調べが予定されていた。

次に挙げる事件については逮捕者が出なかった。2006 年 7 月に Pajule Technical College のデモ中に警察官が学生 3 人を射殺した事件、2006 年 7 月の暴徒を解散させる際に警察官が Luwero 地区の住民 1 人を殺害した事件、2006 年 8 月に Apac で暴徒を解散させる際に警察官が Jimmy Opio を殺害

した件、裁判所は、2006年11月に大学講師のスト中に違法な暴徒の罪で起訴された Makerere の学生 45 人を放免した。

2005年にデモを解散させる際に警察が抗議者を負傷させた事件については、何も処置が取られていない。年間を通して、2005年の不法集会に参加していた抗議者への訴訟は取り下げられた。

結社の自由

憲法は結社の自由を定めており、政府は全般にこれらの権利を尊重していた。

政府は、拷問や詐欺、人身売買や同性愛者など違法な活動の報告が7月に増加したことを受けて、NGOと教会が運営する枠組みを提供するため新たな規制を導入すると発表した。NGO委員会は、教会など7,000のNGO登録団体の活動について調査を実施すると述べた。

2006年4月に施行された NGO Registration Act では、宗教団体を含むほとんどのNGOが毎年登録許可を更新することを義務付けられており、NGOはこれについて依然として懸念を表明している。北部で運営しているNGOも、政府による活動内容の干渉が増えたとして懸念を表明した。政府関係者は、NGOが北部の状況を利用しており資金を計画どおり使っていないと非難している。地元NGOの団体である NGO Forum は、政府の主張について調査を実施した。

c. 宗教の自由

憲法と法律は宗教の自由を定めており、政府は実際にこの権利を全般的に尊重したが、一部に規制が見られた。宗教団体と海外の宣教師は、法律によりNGOと同様に登録することが義務付けられており、未登録は犯罪とみなされるため、宗教団体も新たな毎年の登録義務について懸念を表明した。

自称宗教団体の登録申請に関して、合法的な宗教組織ではないことを理由に政府が拒否したという報告が何件かあった。過去に警察から"カルト"と疑われ活動中止させられたいくつかの宗教団体は、年末時点でも活動していなかった。

政府が発表した NGO と教会に対する新たな枠組み作りに関連して、警察当局は 7 月末、詐欺の教会指導者についての調査ファイルを導入した。しかし、年間を通して政府が教会の登録を取り消すことはなかった。

政府と関係機関の、宗教団体や指導者、信仰者に対する暴力の報告はなかったが、政府が特定の宗教団体の集会を規制したという報告は何件も見られた。

8 月 16 日、Gulu Resident District Commissioner (RDC) の Walter Ochora は、New Melta エルサレム教会の指導者 Saverino Lukoya Lakwena が要求した地区内での信仰者の集会について、国家安全保障を理由に拒否した。Gulu 警察は 9 月 20 日、教会メンバーである Francis Opwonya、Samuel Mwaka、Grace Acan、Grace Amony、Tom Dennis Olobo を礼拝中に逮捕し、5 人は Gulu 裁判所に不法集会と治安紊乱行為の罪で告訴された。容疑者は 2008 年 2 月の事情聴取で保釈された。

報告によると、いくつかの地区では、治安と騒音防止を理由に住宅街での福音教会の夜間礼拝を引き続き禁止している。8 月 31 日、Kayunga RDC Margret Baryehuki は地域の禁止令を拒否した教会を閉鎖させるため脅迫しており、「教会の騒音がひどく、礼拝中に民家を狙った強盗が、礼拝に出席したふりをしている。」と述べている。

社会的虐待と差別

宗教的な信仰や慣習を理由に、社会的虐待や差別を受けたという報告はなく、代表的な社会的指導者達は宗教の自由を促進するため積極的な策を講じた。しかし、より伝統的な宗教団体の何人かは、「魔術」を実践している特定の福音的な団体を非難した。

ユダヤ人社会は人口の 1 % 以下に過ぎない。反ユダヤ主義の行動についても何も報告がなかった。

詳細については、[2007 International Religious Freedom Report](#) を参照。

d. 移動の自由、国内避難民、難民と無国籍者の保護

憲法と法律では、移動、海外旅行、移住、帰還の自由を定めているが、政府は実際には時折これらの権利を制限した。既婚女性が子どもの名前を載せたパスポートを申請する場合には、夫が書いた許可書を入手しなければならない。政府機関が野党議員の旅行を阻止したという報告があった。

強制追放が合法なのか否かについては、何も情報がなかった。しかしながら、年間を通して、政府は強制追放の措置を取っていない。

国内避難民 (Internally Displaced Persons : IDPs)

治安の改善により、ウガンダ北部にいる LRA の影響を受けた国内避難民 180 万人の約 3 分の一が、家や家の周辺に戻った。相対的に治安が良くなったとはいえ、何十万人もの国内避難民が、LRA の強制勧誘、レイプ、殺人、政治的脅迫、奴隷に脅かされ、依然として不潔な避難所での生活を強いられている。不安定な Karamoja 地区では、引き続き住民が移住している。UN Office of the Coordinator for Humanitarian Affairs が 9 月に報告したところでは、LRA の反乱により北部で 292,414 人が国内避難民となり、強制武装解除をめぐる UPDF/Karamojong の対立により 165,000 人の Karamoja 住民が移住した。WFP によると、その他 Karamoja での干ばつによって 560,000 人の Karamojong 住民が移住した。

政府や国内外の人権団体が国内避難民への支援を提供しているものの、健康と生活状態は引き続き不安定で、多くの国内避難民、特に女性や子どもが教育、基礎的医療、安全な水保護施設へのアクセスを失った。しかし、年間を通して北部地域の治安状況が改善され、国内避難民は避難所の外に出て、農業や狩猟をしたり、木や水を集めたりと、家や家の近くまで戻り始めた。政府は引き続き、Office of the UN High Commissioner for Refugees (UNHCR) やその他の国際機関と協力し、国内避難民が家に戻れる様、努力している。11 月時点で、526,300 人の国内避難民が家に戻り、409,000 人が避難所を後にして家に戻る一時的な解決法を模索している。これらは、全て自発的行動によるものである。

年間を通して、国内避難民の 1 人が女性国内避難民をレイプしたという報告が 1 件確認されている。しかし、過去とは異なり、治安部隊が国内避難民の共犯容疑者を拘留したり虐待したりしたという

報告はなかった。いくつかの人権団体が、Karamoja での強制武装解除中に、UPDF 軍によるレイプなど国内避難民に対する非人道的で下劣な扱いがあったと報告している。

2006 年とは異なり、Karamojong 兵士による国内避難民への攻撃についての報告はなかった。

難民の保護

法律では、国連の 1951 年難民の地位に関する条約と 1967 年同議定書に基づいて、亡命や難民の地位を定めており、政府は難民を保護するためのシステムを設置している。政府は難民や亡命を認めた。

実際に政府は、迫害を受ける可能性のある国へ難民を送還することを意味するルフールマンに対して保護を定めた。

政府は、1951 年条約と 1967 年議定書の下で難民と認定されない個人に対し、一時的に保護することを定めた。年間を通してこの様な保護を受けた者はいなかった。

2006 年以降、政府は UNHCR に協力し、スーダン南部へのスーダン難民小規模送還を行っている。政府は全般に UNHCR や移住関連の国際機関、その他難民問題に関わる人権団体に協力した。

第 3 部 政治的権利の尊重: 政府を変える市民の権利

憲法と法律は、政府を変える市民の権利を定めているが、政府を支配する与党と限定的な憲法条約や法律により、市民の効果的な権利行使が制限されていた。

選挙と政治への参加

選挙委員会は年内に、2006 年の国会議員選挙中に発生した不正で高等裁判所で空席の宣告を受けていた議席を埋めるため、補欠選挙を 8 回行った。マスコミは、いくつかの補欠選挙が、野党逮捕、

暴力、脅迫、賄賂などに見舞われたと報道した。地元の専門家達は、脅迫グループの存在、おとり警察官、治安部隊の事件が有権者を脅かした、と述べた。

2006年2月の選挙は、1986年に Museveni 大統領が就任して以来、初の複数政党による一般選挙となり、全般には人々の期待が反映されたが、深刻な不正が発覚した。警察の記録によると2006年の選挙期間中に450件の暴行があり、その中には、FDC 野党指導者である Besigye を群衆が取り囲んでいた際に UPDF 軍人 Ramadhan Magara が発砲し、2人が殺された事件などがある。この事件は年末時点で係争中となっており、民衆の反発にも関わらず、Magara は2006年12月以降保釈されている。

高等裁判所と憲法裁判所には、2006年2月の選挙以降、賄賂、脅迫、暴力事件、重複投票、票の水増しなどの罪など100件以上もの選挙妨害が起訴されている。年末時点で、裁判所は18件の選挙結果を無効にしたほか、10件の申立てが最高裁判所で係争中となっていた。

与党の NRM 党は、定期的に集会や政治活動を行うなど、制限なしに運営した。その他に約33党が登録されており運営を許可されていたが、政治的暴行を受けた党員がいたほか、当局が野党の集会や宣伝の範囲を制限したこともあった。政治活動に関与したのは、エリート層が中心であった。

Masaka 地方裁判所は1月22日、元資源大臣で旧 Uganda Freedom Movement 指導者であった Andrew Kayiira が1987年に殺害され、政府に書類が提出された件で、DP 代表の John Sebaana Kizito、MPs の Erias Lukwago と Issa Kikungwe を、書類偽造の罪で告発した。年末時点で、公判は係争中であった。

国会議員332人のうち、女性は201人であった。このうち、80人が女性用の議席であった。現政権の閣僚66人のうち、7人の大臣と7人の副大臣が女性であった。活動家は、女性代表者が40%占めることを要求しており、現政権はその比率を満たしていないとして懸念している。副議長、最高裁判所の裁判長代理、IGG は女性であった。

国会議員のうち、105人は小数グループのメンバーであった。法律では、選挙人団を通して国会議員の議席を特定のグループ用に確保するよう定めている。女性用に80議席、組合労働者に5議席、

障害者に 5 議席、青年に 5 議席、軍人に 10 議席あり、UPDF 最高司令部と Museveni 大統領に選出される。

政府の汚職と透明性

法律では、公的な汚職に対する刑罰を定めており、政府は違反者の調査を行ったが、汚職に関与した職員は罰を受けていない。World Bank の Worldwide Governance Indicators は、汚職が深刻な問題であることを示した。政府は、政府職員と家族の資産公開を要求する指導者の規約を選択的に強化した。汚職撲滅を担う政府機関には、IGG、parliamentary accounting committees、police Criminal Investigation Department (CID)、Office of the Auditor General、Directorate for Ethics and Integrity などがある。政府上層部による、汚職撲滅の政治的意思は、依然として弱い。会計検査院が 6 月に報告したところによると、政府は 2005-06 年度予算のうちかなりの金額を記録のない返済にあてたほか、不正調達、存在しない公的サービス職員への支払いやその他の問題も指摘されている。

IGG は 4 月、Global Alliance for Vaccines and Immunization に関する調査結果を公表しており、2005 年と 2006 年に元厚生大臣、副大臣及び高官が、予防接種対象者を超えた分の 900,000 ドル (150 億シリング) を、Museveni 大統領の再選キャンペーンに支援するために誤って報奨金として受け取ったとした。役人達は 5 月に逮捕された後、保釈されており、大統領府に予算を政治資金として流用するよう指示されていたと主張した。公判中、被告は高等裁判所に申し立て、損失予算の払い戻しを要求し続ける IGG を阻止し、指導者規約の下で被告の一人を起訴しないよう請願した。高等裁判所は被告に有利な判決を下し、尋問の結果、IGG の従兄である下級裁判所の判事を解任する申し立てについて検討した。公判は年末時点で係争中となっていた。

IGG を監督する Legal and Parliamentary Affairs の議会委員会は 11 月、IGG が介入した一般競争入札の手順と、規定よりも高い給与を受け取っていた容疑の事件について、調査を開始した。IGG は委員会との面談を拒否した。

Parliamentary Public Accounts Committee は 11 月 28 日、首相府の事務次官である Martin Odwedo とその他 3 人を、776,000 ドル (130 億シリング) 着服の疑いで逮捕するよう要求した。警察は逮捕し、その後 Odwedo を釈放した。年末時点で事件の調査は保留となっていた。

パスポート係の Chris Ongyero が職権濫用と不正行為の罪に問われた 2006 年 7 月の裁判については、年末時点で係争中であった。警察の調査で、出入国審査関である Edith Manyire の共犯の容疑は 5 月に晴れた。

2006 年に報道された、情報通信技術大臣と地域協力大臣の関与が疑われた裁判について、誤りであったことが判明した。

不正管理で告訴された Uganda Muslim Supreme Council の Mufti Sheikh Shaban Ramadhan Mubajje と副局長である Sheikh Twaib Mukuye に対する 2006 年 9 月の裁判については、係争中であった。

詐欺、偽造、不正会計の罪に問われている National Council of Sports 職員の Nicholas Muramagi と Timothy Magala に関する 2006 年 9 月の裁判は、係争中であった。CID は職員に 17,000 ドル (2,900 万シリング) の支払いを命じたが、年末時点で支払われていない。

2006 年 11 月、元ジェンダー・労働者・社会大臣の Zoe Bakoko、元国家安全保障ファンド(NSSF) 委員長の Geoffrey Onegi Obel、元 NSSF 代表の Leonard Mpuuma、James Isabirye が 450 万ドル (80 億シリング) 以上の財務損失と職権濫用の疑いで起訴された。Onegi Obel、Mpuuma と Isabirye は逮捕され、その後保釈された。当局は、国外に居住していると思われる Bokoko の逮捕令状を発行した。本件は、年末時点で係争中である。

政府は 4 月、事務次官とプロジェクト・コーディネーターは、エイズ、結核、マラリア対策への Global Fund が 2005 年補助金 2 億 1,600 万ドル (3,620 億シリング) を停止した不正について、責任を取るべきだとした。内閣は、政府委員会の調査報告書に挙げられた個人を取り調べるよう勧めたが、年末時点で政府は調査の費用を出していなかった。マスコミの報告によると、400,000 ドル (7 億シリング) 以上が個人から回収されており、組織が公金の不正支出に関与していたとされている。合計 140 万ドル (23 億シリング) が説明されていない。Global Fund は、5 月に財務省のより厳しい会計機構を導入した後、再開した。

法律では、国民や報道陣などの外国人が政府情報にアクセスできるよう定めており、実際に政府はこうしたアクセスを一般向けに提供している。

第4部 国際・非政府組織による人権違反容疑の調査に関する政府の姿勢

数多くの国内及び国際人権団体は、全般に政府の規制を受けることなく活動し、人権事件に関する調査や研究結果の公表を行った。政府職員は全般にこれらの視点を受け入れた。活動中で独立した国内グループは、FHRI, Human Rights Focus、Human Rights Network、Human Rights and Peace Center of Makerere University、International Federation of Human Rights、Justice and Peace Commission、Uganda Journalist Safety Committee、Uganda Prisoner's Aid Foundation、Uganda Association of Women Lawyers などである。政府職員は、引き続き NGO が開催した社会問題に関する会議やセミナーに参加し、法律や刑務所の改革について NGO と協力した。

5月28日、武装した Karamojong が WFP の運転手を待ち伏せて殺害し、WFP の援助活動が一時的に停止された。警察は12月26日、Karamojong の Aleper Apanangiro と John Apakure を殺人の罪で逮捕し、年末には2人とも刑務所に入っていた。UPDF は勤務中の WFP 職員向けに、車両護衛を提供した。

政府は国際政府機関と協力し、国連や ICRC の代表者などによる訪問を許可した。

OHCHR は9月3日に発表した報告の中において、Karamoja での人権違反が大幅に減少したと示したものの、死亡事件やその他の虐待について軍が「避けられない状況にあった」と軽視していることを非難した。

法律では、UHRC を準司法的な権力を持つ常設独立組織と定めている。大統領が8人の運営委員を任命する。法の下では、UHRC は召喚状を発行して拘留者を釈放し、虐待に対する賠償金の支払いを命じることが出来る。UHRC は、政府や軍の高官を含む人権侵害容疑者を引き続き追跡し、国内に支局もあるが、UHRC に寄せられた苦情全てを調査する十分な資源を有していない。

人権及びUHRCについては、人権関連のNGOが全般に有意義だと認めるParliamentary Committee on Legal and Parliamentary Affairsの管轄となっている。

政府は、2005年に国際司法裁判所からコンゴ民主主義共和国に支払う様命じられた賠償金について、二国間交渉を続けた。

第5部 差別、社会的虐待、人身売買

法律では、人種、ジェンダー、障害、言語、社会的地位に基づく差別が禁じられているが、政府は地域的もしくは文化的に広く普及している女性、子ども、障害者、特定の民族への差別に対して、法律を執行しなかった。

女性

法律ではレイプを犯罪としているが、政府は一貫して法を執行しなかった。政府は、年間を通してレイプの容疑者を逮捕し、起訴して有罪判決を下してきたが、いくつかの事件は調査されておらず、問題が実際より過少報告されていた、という報告がある。警察は、市民が関与したレイプ事件を年間2件記録した。1件は、北部IDPでのレイプ事件で結果的に治安部隊が逮捕されており、その他にもIDPキャンプでの治安部隊によるレイプの未確認報告があった。報告では、IDPの女性被害者は報復を恐れてレイプを公的に報告できないことがあった、と示されている。女性や少女は、過去に見られた反乱軍による誘拐やレイプの被害者ではない。

配偶者への虐待など、女性に対するドメスティック・バイオレンスが依然として一般化しており、年内の報告は増加した。法律では肉体的暴力と暴行を禁止しており、暴力の深刻さによって1～5年の刑罰が定められているが、特に配偶者による虐待を受けた女性を守る法律はなかった。さらに、多くの法執行職員が、人口の大部分がそうである様に、依然として妻を殴ることは夫の特権と考えており、ドメスティック・バイオレンスの事件に介入することはほとんどなかった。2006年の調査によると、女性の70%が肉体的もしくは性的な虐待を受けており、男性の60%及び女性の70%が、夫が妻を殴ることを容認していた。警察は6月にドメスティック・バイオレンスへの対応という冊子を作成し、地域や警察がこの問題を取り扱う際の参考資料とした。

法律の定めでは、婚資は花嫁の両親からの返金不可の贈り物とされている。国会が承認した憲法改正には、2003年に市民社会グループが提案した婚資撤廃の条項が含まれていなかった。

FGM を禁止する法律はなく、地方の Kapchorwa 地区の Sabinu 民族と、北東部のケニア国境に暮らす Pokot 民族が実行した。しかし、2006年1月以降、Kapchorwa と Bukwo 地域では FGM を違法とする地域の条例を作った。政府、女性グループ、国際機関は、引き続き教育を通してこの慣習を撲滅させるプログラムを実施した。これらのプログラムは、伝統的な権威者と仲間同士のカウンセリングによる密な協力を協調した地元指導者にも、一部受け入れられた。

売春行為は違法であるが、一般的に行われていた。年間を通して、北部の IDP キャンプで売春の報告が増加した。Human Rights Focus が 10 月に発表した報告によると、北部に拠点を置く人権団体は、女性が仕事を得るために性行為を強要されていたことを明らかにした。

セクシャル・ハラスメントは最高禁固 14 年の処罰によって法律で禁じられているものの、一般的な問題となっている。政府は事実上この法を執行しなかった。

10 月 16 日、Nakaseke 病院の看護婦 30 人は、上級職員によるセクシャル・ハラスメントに関して厚生大臣を訴えた。当局は、年末までに調査を完了していなかった。

Masindi 地区にある Kabalya Police Training School の講師 8 人は、女性警察研修員への性的暴力の罪で解雇され逮捕された。この事件について、さらなる行為の報告はなかった。このスキャンダル以来、女性と男性の研修員は別々にされている。

女性に対する差別は、それを伝統的習慣の一部とする地方を中心に、依然として広まっている。多くの慣習法が、中絶、結婚、離婚、相続の分野で女性を差別している。数多くの地域で、慣習法により、女性が資産を所有または相続するほか、子どもの養育権を得ることを禁じている。伝統的離婚法では、婚外性行為を証明するために、男性よりも女性に対してより厳しい証拠基準を要求している地域が多い。一夫多妻制は、文化的にもイスラム法でも合法であり、いくつかの民族グループ

では、死亡した兄弟の未亡人に"相続"することもできる。女性は経済的差別も受けていた。例えば、農作業はほとんど女性がしたものの、農地の所有率はたったの7%であった。

ジェンダーの不平等解消は、引き続き政府の優先事項となっており、NGOや女性の権利グループと協力し、国内でのワークショップや研修を支援するなど、女性の権利に関する意識の向上に努めた。2007年のUganda Women's Networkの報告に、政府が複数政党制を導入したことにより、女性にかなりの発言権が与えられた、と明確にされている。

女性の権利を扱うNGOのLaw and Advocacy for Women in Ugandaは、2006年3月に憲法裁判所で行われた裁判において、未亡人が夫の遺産相続を制限している法律に対して異議を申し立て、勝訴した。裁判所は4月5日にこの法律を憲法違反だとの判断を下した。

子ども

政府は児童福祉の改善に努め、その証拠として国家予算の大部分を教育が占めた。しかし政府は、文化基準のからみもあって、子どもを保護する法律を事実上執行しなかった。

政府は、年内に設置されたUniversal Secondary Educationイニシアチブの下、7年生もしくは高校生の恵まれない生徒達に、無料で教育を提供した。それ以外の生徒達は、引き続き学用品や授業料を支払う必要があり、教育は義務ではなかった。UN Children's Fund (UNICEF)が4月に報告したところによると、小学校に通う男女は87%であったが、それ以上では女子生徒の方が男子生徒よりも少なかった。また、男子生徒の方が小学校を卒業し、中学校入学試験で良い成績を修める傾向があった。最も多くの子ども達が修了した最高教育水準は、小学校4年生であった。

子どもへの虐待は、特にレイプやその他女子への性的虐待が、依然として深刻な問題となった。しかし、2006年8月に学校での体罰が禁止されてから、その報告はほとんどなくなった。African Network for the Prevention and Protection against Child Abuse and Neglectのアンケートによると、1月から6月に起きた子どもの虐待は91.6%増となっており、これは政府とNGOの支援による意識向上プログラムの成果により報告が増えた結果だと言えるだろう。犠牲の儀式も問題となり、Sabiny及びPokot民族では少女へのFGMが行われた。結婚できる法定年齢は18歳であるものの、特に地

方では、両親の申し合わせによる幼い少女の結婚が一般的であった。2006年に Kumi 地区の健康教育者が報告したところによると、地区の少女のうち 60%が早婚のため 12～15 歳で学校を退学している。

18 歳以下の少女との婚外性交渉は、同意や加害者の年齢に関わらず、法律の下では"汚れ"と言われ最高刑罰は死刑となっている。しかし、実際にはこうした裁判は少女の両親への支払で解決することが多かった。性的虐待の加害者は家族の一員や近所の人、教師であることが多かった。未解決事件を明らかにするため、政府は 5 月 15 日に 2006 年司令官修正案を出し、14～17 歳の少女が被害者となったレイプ裁判に関して司令官に聞き取り調査を行う権限を与えた。高等裁判所は、引き続き 14 歳以下の少女が被害者となったレイプ事件を審理した。

3 月 26 日、Bright Academy Primary School の教師である Abdul Kyeyune が生徒を汚したとされている。Masaka 地方裁判所は 3 月 30 日に Kyeyune を告訴し、公判は年末時点で係争中であった。

7 月 26 日、Good Hope Primary School の教師である David Wildong が生徒を汚したとされている。Kibale 地方裁判所は 8 月 2 日に同氏を逮捕し、公判は年末時点で係争中であった。

親族関係にある Laston Muyaga、Jane Magezi、Elizabeth Kantono、Aidah Kasubo は、Iganga 地区で 8 月 13 日、親戚の 2 歳になる女兒を犠牲にしたと報じられた。警察は 8 月 20 日に 4 人を逮捕し、公判は年末時点で係争中であった。

次に挙げる 2005 年と 2006 年の虐待事件について、何も進捗はなかった。Katikamu Seventh-day Adventist 中学校の教師である Frederick Mbazira が 2006 年 7 月、地理の課題を完了させなかった生徒の一人である Beatrice Achieng を麻痺状態になるまで殴った事件、2006 年 8 月に Mandela Comprehensive Secondary School の教師グループが生徒達を殴った事件、伝統的医療の医師と主婦が 2006 年 8 月、2 歳の男児を犠牲にするため誘拐した罪に問われた裁判、2005 年 9 月に小学校教師である Paddy Katongole が 7 歳の生徒を汚したとされる 2006 年 3 月の裁判である。

IDP 地域の子ども達は、第3者の介入なしに生活のため売春に関与している、という報告があった。Gulu 地区で厚生大臣が実施した8月の調査では、食べ物や石鹼を買うためにわずか11歳の子ども達が売春に関与していたことが分かった。

北部の治安改善により、"ナイト・コミュニング"という、子ども達を LRA による誘拐から守るため紛争地域や IDP キャンプから都市部に毎晩移動させていたシステムは排除された。UNICEF によると、100 人弱の子ども達が貧困やドメスティック・バイオレンスなどの社会問題を避けるため、引き続き保護を必要としている。

人身売買

法律では、人身売買を特に禁じていないが、不正取引関連の行為を禁止している。人身売買は問題となっており、男性、女性、子どもの人身売買が国内外で行われていた報告があった。

国内での人身売買は、主に労働力や商業的な性的搾取、犯罪活動のために行われたが、社会的な認識の高まりにより、アジアや中国人労働者の流入が増加している傾向が明らかになった。また、子どもがパキスタン、エジプト、トルコ、アラブ首長国連邦、サウジアラビアに売買されたという報告もあった。国内での被害者は危険な労働条件にさらされ、商業的な性的被害者は身体的虐待と性行為による病気のリスクにさらされた。都市部での商業的な性的搾取の被害者は、地方の小さな村出身であることが多かった。NGO によると、女性や少女達は、国内の別の地域で仕事に就くため、自ら仲介人に身柄を渡されることを望むことが多く、性的もしくは労働搾取の状況に置かれている。また、NGO が掴んだ証拠では、有力なコネを持つ人身売買業者のネットワークが存在し、業者は見込み客への被害者の派遣をうまく取りまとめ、事前に給料を交渉し、月給の一部を受け取っていた。ある調査によると、女性と少女達は約3ドルから18ドル（5,000から30,000シリング）で買われ、家事手伝いに使われた。子どもが労働力や商業的な性的搾取として売買される際には、売春あっせん業者、職業斡旋所、教会、運転手、NGO、漁師、仲間が子どもを誘い出し、宿泊先や旅行書類などの移動を手配する。

刑法は、いくつかの人身売買関連の罪に対して刑罰を定めている。例えば、売春や性的な意図で拘留する目的で女性をあっせんした場合最高7年の禁固刑、奴隷売買は最高10年の禁固刑である。

国内の警察部隊が、人身売買関連の犯罪に関する調査を担当しており、UPDF が北部で人身売買を行う LRA 戦士の捕獲、武装解除、撲滅を担っている。政府は年間を通して人身売買業者を逮捕し、国際人身売買調査に協力するほか、諸外国で人身売買の容疑にかかった国民を引き渡した。政府が起訴した子どもへの性的虐待事件には、人身売買された子どもに関連する事件が未知数含まれていた。

6月7日のマスコミ報道によると、Nickson Owiny が奴隷目的の誘拐で逮捕され、禁固15年の判決を言い渡された。同氏は、5月12日から14日の間に女性9人と男性7人をウガンダからケニアへ連行しようとした疑いで逮捕された。

当局によると、Katakwi 地区の牛の市における少女売買疑惑を調査するため2006年7月に設立された委員会は、資金不足に悩まされている。人身売買業者の一人である Susan Amekebe が、ある人を奴隷にさせようとした罪で告訴された件については年末時点で係争中で、Amekebe は保釈されていた。

ルワンダ国境近くの Katuna において人身売買に関与した容疑で2006年7月に逮捕されたインド国籍の2人とウガンダ人の共犯者は、保釈中に行方をくらまし指名手配中となっていた。被害者とされているインド国籍の Sukulu Vireer Kaur は依然として行方不明であった。

当局は1月、パキスタン国籍で2006年12月に5人のスリランカ人を強制連行した Rauff Razick Mohammed を、強制送還した。

政府と NGO は、人身売買のリスクにさらされている人々を確認し支援を行うため、一致協力している。政府は、外国国籍の被害者については、内務省が裁判の検察に協力するため滞在期間を延長させない限り、強制送還した。UPDF は全ての地域に子ども保護ユニットを設置しており、政府機関と共に NGO と協力し、LRA に誘拐された何千人もの人々を社会復帰させるよう努めた。

国内の警察部隊は子どもと家族の保護ユニットを整備し、女性と子どもの権利や人身売買の確認と予防について地元警察官を教育した。政府は、全国で開催された5月1日の労働式典と6月の African Day of the Child において、子どもの人身売買を取り上げた。その他の国民意識を高める活動として

は、Museveni 大統領が包括的な反人身売買法案への協力に関する声明を発表し 2006 年 2 月の会議に参加したことで、深刻さを増す問題に対する政府の関与を示している。

障害者

法律では、障害者が雇用、教育、医療へのアクセス、その他公共サービスの提供において差別を受けない様に保護するよう定められているが、政府はこの法律を事実上執行しなかった。また、障害者は広範囲にわたる社会的差別に直面し、仕事や教育の機会も限られていた。法律では障害者が利用しやすい建物にする義務はないが、障害のある子どもが、必要とする特別施設を受けられるように定めている。

年間を通して、政府は Mukono に盲学校、Wakiso に聾学校、Gulu に身体障害者向けの学校の建設を完了し、1997 年にユニバーサル公教育キャンペーンを導入して以来、学校に通う障害児の人数が 3 倍増えた。

Gulu 警察は 5 月、教会センターで精神病患者を拘束していた容疑がもたれるアングリカン教会の牧師を呼び出した。新聞報道によると、患者は飢餓状態にあり、暴行を受け、数日間放置されていたと見られる。牧師は全ての容疑を否定しているが、政府はこのセンターを即時に閉鎖させた。

2006 年の Uganda National Association for the Deaf による抗議行動の結果、Uganda Broadcasting Channel は、手話付ニュースを報道する 2 番目のテレビ局となった。

政府は、障害のある人が投票して市民活動に参加する権利を支援しており、国会議員の 5 議席は障害者の代表用に確保されている。障害者の権利保護を担当した政府機関は Ministry of State for Disabled Persons と Ministry of Gender, Labor, and Social Development (MGLSD) であるが、いずれも資金不足により目立ったイニシアチブの実施や支援は行っていない。2006 年に創設された parliamentary Equal Opportunities Committee は、全ての障害者を保護する法律の順守を保証している。

国籍/人種/少数民族

北部及び東部での内戦と Karamoja 地区で続く紛争により、死亡者と負傷者が出た。

その他の社会的虐待及び差別

同性愛者は、広範囲にわたる差別と法的制約に直面した。同性愛者の性行為は不法であり、"自然界の理法に反した性交渉"とする法規定によって、終身刑とされる。

同性愛者に対する国民の激怒の声が引き金となり、年間を通してデモや活発な国民的論議が行われた。政府は、同性愛者の行為に強く反対する姿勢を示した。地元 NGO やウガンダの同性愛者は、性的差別に対抗したメンバー数人が警察による嫌がらせを受けたとして抗議した。

タブロイド誌 Red Pepper は 9 月 10 日、カンパラ在住の同性愛者とされる 40 人の名前を掲載した。2006 年 8 月にも同じタブロイドが類似リストを掲載したが、それに基づいて逮捕者が出たという報告は確認されていない。

国内外の NGO は政府と協力し、エイズ撲滅を目的とした公的キャンペーンを支援した。エイズの相談や検査は、全国の医療センターと NGO にて無料で受けられた。カウンセラーは、患者にパートナーや家族と一緒に検査する様呼びかけ、皆がエイズとの共存に関する情報を受けられる様にした。エイズと共存する人々は支援グループを作り、コミュニティ内での意識向上を促した。

第 6 部 労働者の権利

a. 結社の権利

MGLSD が 7 月に中央労働組合の登録を禁止して以来、法律では労働者が組合を組織する事を許可しているが、全ての組合は既成の中央労働組合である National Organization of Trade Unions (NOTU) もしくは Confederation of Trade Unions (COFTU) のいずれかに所属する形で登録されなければならない。この禁止は、NOTU と COFTU の指導者同士による主導権争いに展開した。警察、軍、政府高官など多くの"不可欠な"政府職員を除いて、労働者は全般に結社の権利を行使した。法律では雇用主が結社の権利を妨害することも犯罪とされているが、政府は概してこの規定を執行することは

なかった。例えば、水産業とホテル業界の雇用主は労働者が労働組合を組織することを禁止したが罰せられず、政府は新たに民営化された業界や工場で働く労働者に対して労働組合に加入する権利を順守させることができなかった。組合当局の予測によると、労働年齢人口のおよそ5%に値する500,000人以上が、労働組合に加入した。

報告によると、ホテル及び繊維業界における反労組の差別事件は、未調査であった。水産業の民間企業数社は、年間を通して労働組合に参加しないよう労働者に呼び掛けた、と引き続き報じられた。

b. 団結権及び団体交渉権

法律では、労働組合は干渉されることなく活動し団体交渉することができるかと定めているが、実際には政府はこれらの権利を守らなかった。何社かの雇用主は、登録された労働組合と団体交渉する法規定を無視した。輸出加工区はない。

医療関係者や教師を含む公務員には組合が存在せず、給与と雇用条件について交渉する事も禁じられた。政府が全ての公務員との契約内容を取り決めた。Jinjaにある鉄鋼会社の労働者は1月、2006年以降禁止されてきた雇用条件の交渉を開始した。

法律はストの権利を定めており、労働者はこの権利を行使したが、政府はこの権利を保護しないこともあった。政府の政策では、労働者と雇用主に"スト行為になる前に争議を和解させるよう、あらゆる努力をせよ"と要求した。警察は、ストライキの実施に関わった人々を強制逮捕した。Mityana地区の警察は6月5日、過酷な労働条件に反対するストライキを組織したとして、Kakonde Tea Estateの労働者9人を逮捕した。工場は損傷を受け、ストライキ中に管理職1人が殺害された。逮捕されたうち5人は無罪で釈放された。6月18日、4人の容疑者がMityana地区の裁判所に悪意的損害、暴行、強盗、放火、傷害の5つの容疑で告訴された。容疑者は保釈され、事件に関する尋問が予定されていたが、年末時点で容疑者は行方不明となっていた。

Makerere University Academic Staff Association の General Assembly と政府は1月、Makerere University Council が講師の給与を支払うことに合意し、2006年11月にストライキに及んだ意見の相違は解決された。

c. 強制的又は義務的労働

法律では、児童労働などの強制的又は義務的労働を禁じているが、実際にはこの様な行為、特に囚人労働が行われていたという報告があった。法律は表現上、囚人労働を禁止しておらず、"個人、企業、団体が労働者を自由に雇う、もしくは働かせる"場合において、強制労働者とされる、と定めている。

国内の NGO と UHRC は、全国の刑務所において強制労働が依然として深刻な問題であると報告した。刑務所職員は、囚人を民間農場や建設現場で働かせており、囚人はしばしば過重労働を強いられていた。刑務所職員は、刑務所内の土地で囚人が育てた穀物で、わずかな賃金を日常的に補っていた。男性の囚人はつらい肉体労働に就き、女性の囚人は編み籠など商品になる手工芸品を作った。青少年の囚人は単純労働に就き、1日12時間働くこともあった。賃金が支払われる事もあったが、非常に低い金額であった。

d. 児童労働の禁止及び最低雇用年齢

法律では、18歳以下の雇用を禁止しているが、MGLSD が発行した法令は14から18歳である子どもの雇用を許可しており、13歳の子どもには教育の妨げにならない"軽度な仕事"が認められている。12歳以下である子どもの雇用は、いかなる仕事や職場においても禁止されており、午後7時から午前7時の間は全ての子どもの雇用が禁じられている。しかし、児童労働はインフォーマル・セクターを中心に一般的に行われていた。

人口統計は、児童労働の問題と関わっている。人口の半数以上が18歳以下であった。多くの子ども達は学校から帰ると農作業や家事をして、生活費の稼ぎを補い、不在や働けない両親の仕事に就くのが、国内全体の一般的な状況であった。この問題は、多数の孤児にとって特に深刻であった。International Labor Organization (ILO) 及び MGLSD が 2005 年に発表した調査の予測によると、およそ 270 万人の子ども達が雇われていた。

都心部では、子ども達が道端で小物を売ったり、店で働いたり、物乞いをしたり、商業的な性風俗産業に関わっていた。また、紅茶栽培の分野、さとうきび畑、タバコや米商業的農家、穀物畑、石切場でも子ども達が雇用されていた。MGLSD が報告した最悪の児童労働形態に関する新たな事件では、国境での密輸といった不法行為に子どもが関与していた。政府職員は、インフォーマル・セクターにおける子どもの搾取が特に懸念されるものの、調査が困難である、と指摘した。子ども達は、自作農、家事労働者、売春婦として働いていたとされる。

過去数年と異なり、UPDF が元 LRA 子ども兵士を偵察や情報任務に使ったとされる報告や、LRA が事実上奴隷状態にするため子どもを誘拐したという新たな報告はなかった。

児童労働法及び政策の執行をつかさどる国家機関は、National Council of Children、police force's Child and Family Protection Unit、労働審判所、及び MGLSD である。しかし、資金不足により、取り組みは限定的であった。MGLSD は最悪の児童労働形態で働く子ども達やその他特定グループを対象に引き続き社会的サービスを提供し、職員、地元リーダー、地区の労働査察官向けの研修を実施した。MGLSD 地区労働担当者 60 人が、地元レベルでの児童労働を報告した。政府は National Steering Committee on Child Labor を通して児童労働の撲滅に取り組んでおり、この委員会には MGLSD、Ministry of Education and Sports、Ministry of Local Government、Federation of Uganda Employers、National Organization of Trade Unions、NGO、ジャーナリスト、専門家の代表者が含まれている。資金と後方支援の不足により、職員は 2004 年以来児童労働調査を実施していない。

政府は児童労働の理解を深めるためのワークショップを幾度も開催して資料を配布し、ラジオやテレビでは一般市民に児童労働の問題を知ってもらうための議論を主催した。また、政府は児童労働撲滅のためのイニシアチブのうち、教育やコミュニティーへの復帰などの分野で ILO や外国政府、NGO と協力した。人権問題を取り扱う NGO は、危険な労働環境から子どもを守るためのプログラムを続けた。

e. 受入可能な労働条件

雇用法には、地方雇用検査官は"労働条件と仕事上の労働者の保護に関する法規定順守を確保させる"という条約も含まれているが、資金不足などにより年間を通して検査は行われなかった。

法律上の最低賃金は1984年に確定された月3.60ドル(6,000 シリング)で、労働者や家族の適正な生活水準が提供されておらず、効果的に順守されていなかった。2003年に政府と民間セクターが新たな金額について交渉したが、年末時点で最低賃金の法案は通っていなかった。

時給ベースで労働者を雇用する業界では、通常の労働時間は週40時間であった。法律上の最長労働時間は48時間であるが、雇用主と労働者の同意があれば例外も可能である。法律では、週48時間以上働いた労働者は通常の時給よりも1.5倍多く支給され、休日の場合は通常より2倍多く支給されることが定められている。また、法律では労働時間は残業を含めて1日10時間もしくは週56時間を超過してはならないと定めているが、3週間の平均を見た場合1日あたり10時間を超えていないか1週間あたり56時間を超えていなければ、労働者は1日10時間以上働くことができる。労働者には、8時間労働のシフトで30分の休憩が与えられる。勤続4か月毎に、年間7日間の有給休暇が与えられる。多くの業界で、超過労働を防ぐために年間の昇給やボーナスが給料として支払われた。

法律では、職業安全衛生基準を定めており、MGLSDの労働衛生局が職業安全基準の実施を担っている。実際には、検査出張のための車や資金の不足が要因となり、検査が行われることはほとんどなく、基準は効果的に行使されなかった。また、法律では労働者が健康や安全上危険な状況に置かれた場合は、雇用の危機にさらされることなくそれを拒否する権利を定めており、過去数年とは異なり、危険な仕事に就くのを拒否したため労働者が免職された事件の報告はなかった。特定の危険な業種の強い組合はこの様な労働者を保護したが、年間を通していくつかの建築現場で死亡事故の報告があった。